

薬剤費等の年次推移について

薬剤費等の年次推移①

年度	国民医療費 (A)	薬剤費 (B)	薬剤費比率 (B／A)	推定乖離率 (C)
平成 5 年度	24.363 (兆円)	6.94 (兆円)	28.5 (%)	19.6 (%)
平成 6 年度	25.791	6.73	26.1	－
平成 7 年度	26.958	7.28	27.0	17.8
平成 8 年度	28.454	6.97	24.5	14.5
平成 9 年度	28.915	6.74	23.3	13.1
平成 1 0 年度	29.582	5.95	20.1	－
平成 1 1 年度	30.702	6.02	19.6	9.5
平成 1 2 年度	30.142	6.08	20.2	－
平成 1 3 年度	31.100	6.40	20.6	7.1
平成 1 4 年度	30.951	6.39	20.7	－
平成 1 5 年度	31.538	6.92	21.9	6.3
平成 1 6 年度	32.111	6.90	21.5	－
平成 1 7 年度	33.129	7.31	22.1	8.0
平成 1 8 年度	33.128	7.10	21.4	－
平成 1 9 年度	34.136	7.40	21.7	6.9
平成 2 0 年度	34.808	7.38	21.2	－
平成 2 1 年度	36.007	8.01	22.3	8.4
平成 2 2 年度	37.420	7.88	21.1	－

薬剤費等の年次推移②

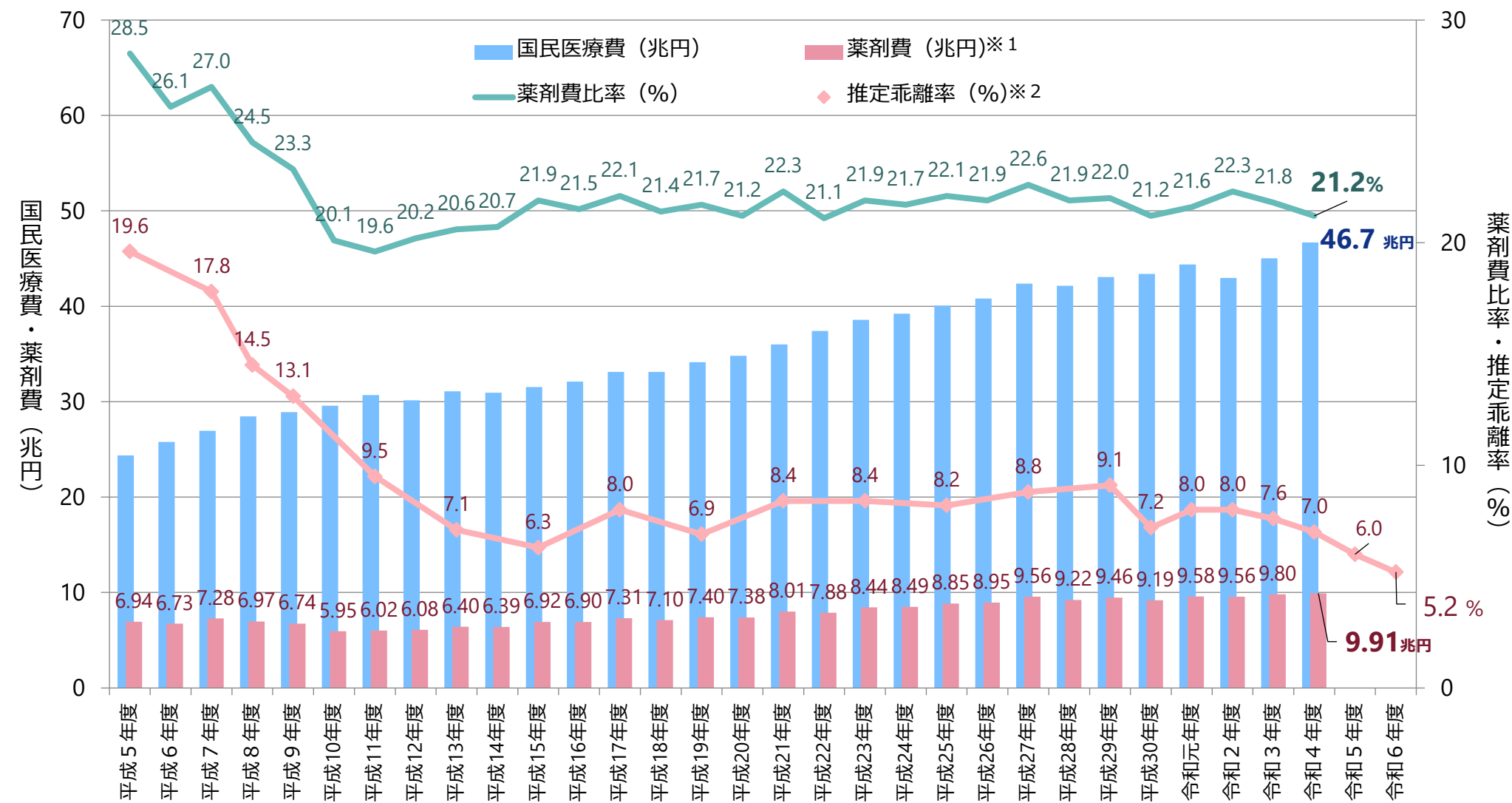
年度	国民医療費 (A)	薬剤費 (B)	薬剤費比率 (B/A)	推定乖離率 (C)
平成23年度	38.585 (兆円)	8.44 (兆円)	21.9 (%)	8.4 (%)
平成24年度	39.212	8.49	21.7	—
平成25年度	40.061	8.85	22.1	8.2
平成26年度	40.807	8.95	21.9	—
平成27年度	42.364	9.56	22.6	8.8
平成28年度	42.138	9.22	21.9	—
平成29年度	43.071	9.46	22.0	9.1
平成30年度	43.395	9.19	21.2	7.2
令和元年度	44.390	9.58	21.6	8.0 ※
令和2年度	42.967	9.56	22.3	8.0
令和3年度	45.036	9.80	21.8	7.6
令和4年度	46.697	9.91	21.2	7.0

※ 令和元年度の推定乖離率8.0%は平成30年4月の薬価に対する乖離。令和5年度及び令和6年度の推定乖離率はそれぞれ6.0%、5.2%。

(注)

- 国民医療費は、当該年度内の医療機関等における傷病の治療に要する費用を推計したものであり、医療保険の医療費総額に、労災、原因者負担（公害健康被害等）、全額自己負担、鍼灸等を加えたものである。
- 薬剤費は、労災等においても医療保険と同じ割合で薬剤が使用されたものと仮定し、国民医療費に医療保険における薬剤費比率をかけて推計している。DPCを始めとする薬剤費が包括して算定される場合の薬剤費は含まれていない。
- 推定乖離率における「—」は薬価調査を実施していないため、データが無いことを示している。
- 平成12年度の介護保険の創設により国民医療費の一部が介護保険へ移行した。
- 令和元年度までは社会医療診療行為別統計（6月審査分）をもとに薬剤費比率を算出してきたが、令和2年度以降の値については医療費の動向調査（電算処理分）の通年分の値から算出した。なお、同様に医療費の動向調査（電算処理分）の通年分の値から薬剤費比率を推計すると、平成30年度分は21.5%、令和元年度分は22.0%。

国民医療費、薬剤費等の推移



※1 薬剤費には、DPCを始めとする薬剤費が包括して算定される場合は含まれていない。

※2 薬価調査で得られた平均乖離率をその年度の推定乖離率としている。

令和元年度の推定乖離率は、平成30年4月の薬価に対する乖離を示す。

薬価改定の経緯①

改正年月日	改正区分	収載品目数	改 定 率		備 考
			薬剤費ベース	医療費ベース	
S 42. 10. 1	全面	6,831	▲10. 2%	—	
44. 1. 1	〃	6,874	▲5. 6%	▲2. 4%	
45. 8. 1	〃	7,176	▲3. 0%	▲1. 3%	
47. 2. 1	〃	7,236	▲3. 9%	▲1. 7%	
49. 2. 1	〃	7,119	▲3. 4%	▲1. 5%	
50. 1. 1	〃	6,891	▲1. 55%	▲0. 4%	
53. 2. 1	〃	13,654	▲5. 8%	▲2. 0%	銘柄別収載
56. 6. 1	〃	12,881	▲18. 6%	▲6. 1%	
58. 1. 1	部分	16,100 (3,076)	▲4. 9%	▲1. 5%	81%バルクライン方式
59. 3. 1	全面	13,471	▲16. 6%	▲5. 1%	
60. 3. 1	部分	14,946 (5,385)	▲6. 0%	▲1. 9%	
61. 4. 1	部分	15,166 (6,587)	▲5. 1%	▲1. 5%	
63. 4. 1	全面	13,636	▲10. 2%	▲2. 9%	修正バルクライン方式
H 元. 4. 1	〃	13,713	+ 2. 4%	+ 0. 65%	消費税分の引上げ
2. 4. 1	〃	13,352	▲9. 2%	▲2. 7%	
4. 4. 1	〃	13,573	▲8. 1%	▲2. 4%	加重平均値一定価格幅方式 R15
6. 4. 1	〃	13,375	▲6. 6%	▲2. 0%	R13
8. 4. 1	〃	12,869	▲6. 8%	▲2. 6% (薬価算定方式の一部変更及び材料価格等を含む。)	R11
9. 4. 1	〃	11,974	▲4. 4% このほか消費税対応分 + 1. 4%	▲1. 27% このほか消費税対応分 + 0. 4%	R10 (長期収載医薬品 R8)
10. 4. 1	〃	11,692	▲9. 7%	▲2. 7%	R5 (長期収載医薬品 R2)
12. 4. 1	〃	11,287	▲7. 0%	▲1. 6%	調整幅 2%
14. 4. 1	〃	11,191	▲6. 3%	▲1. 3%	調整幅 2% (先発品の一定率引き下げ)

(注) 部分改正における収載品目数欄の () 内の数値は改正対象品目数を示す。

薬価改定の経緯②

改正年月日	改正区分	収載品目数	改 定 率		備 考
			薬剤費ベース	医療費ベース	
16. 4. 1	〃	11,993	▲4. 2 %	▲0. 9 %	調整幅2 % (先発品の一定率引き下げ)
18. 4. 1	〃	13,311	▲6. 7 %	▲1. 6 %	調整幅2 % (先発品の一定率引き下げ)
20. 4. 1	〃	14,359	▲5. 2 %	▲1. 1 %	調整幅2 % (先発品の一定率引き下げ)
22. 4. 1	〃	15,455	▲5. 7 5 %	▲1. 2 3 %	調整幅2 % (先発品の一定率引き下げ)
24. 4. 1	〃	14,902	▲6. 0 0 %	▲1. 2 6 %	調整幅2 % (先発品の一定率引き下げ)
26. 4. 1	〃	15,303	▲5. 6 4 % このほか消費税対応分+2. 9 9 %	▲1. 2 2 % このほか消費税対応分+0. 6 4 %	調整幅2 % (後発品への置換えが進まない先発品の一定率引き下げ)
28. 4. 1	〃	15,925	▲5. 5 7 %	▲1. 2 2 %	調整幅2 % (後発品への置換えが進まない先発品の一定率引き下げ) このほか、市場拡大再算定分▲0.19%、市場拡大再算定の特例分▲0.28% (医療費ベース)
30. 4. 1	〃	16,434	▲7. 4 8 %	▲1. 6 5 %	調整幅2 % (後発品への置換えが進まない先発品の一定率引き下げ) 改定率のうち、実勢価等改定 ▲1.36%、薬価制度の抜本改革 ▲0.29% (医療費ベース)
R 元. 10. 1	〃	16,510	▲4. 3 5 % このほか消費税対応分+1. 9 5 %	▲0. 9 3 % このほか消費税対応分+0. 4 2 %	調整幅2 %
2. 4. 1	〃	14,041	▲4. 3 8 %	▲0. 9 9 %	調整幅2 % (後発品への置換えが進まない先発品の一定率引き下げ) 改定率のうち、実勢価等改定分▲0.43%、市場拡大再算定の見直し等分 ▲0.01% (医療費ベース)
3. 4. 1	〃	14,228			平均乖離率の0.625倍 (5 %) を超える品目を改定対象 調整幅2 %、新型コロナウイルス感染症特例として一定幅0.8% 薬剤費として▲4,300億円
4. 4. 1	〃	13,370	▲6. 6 9 % (実勢価等改定分)	▲1. 3 5 %	調整幅2 % (後発品への置換えが進まない先発品の一定率引き下げ) 改定率のうち、実勢価等改定分▲1.44%、不妊治療の保険適用のための 特例的な対応分+0.09% (医療費ベース)
5. 4. 1	〃	13,098			平均乖離率の0.625倍 (4.375%) を超える品目を改定対象 調整幅2 % 不採算品再算定及び新薬創出等加算の臨時・特例的措置あり 薬剤費として▲3,100億円
6. 4. 1	〃	12,917	▲4. 6 7 %	▲0. 9 7 %	調整幅2 %※ 改定率のうち、実勢価等改定分▲0.83% (医療費ベース) 不採算品再算定の特例的措置あり
7. 4. 1	〃	12,325			平均乖離率を基準として、新薬創出等加算対象品目、後発医薬品についてはその1.0倍、新薬創出加算等対象品目以外の新薬はその0.75倍、長期収載品はその0.5倍、その他医薬品はその1.0倍をそれぞれ超える医薬品を改定対象 不採算品再算定・最低薬価引き上げ 調整幅2 % 薬剤費として▲2,466億円